

介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

一目次一

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口
2. 特別養護老人ホームはなさかの概要
3. サービス内容
4. サービスの利用方法
5. 身体拘束の廃止
6. 高齢者虐待防止
7. 利用料金
8. 秘密保持の遵守
9. 施設内での禁止行為
10. 緊急時の対応方法
11. 非常災害対策
12. 職員の研修等
13. 営業日、営業時間
14. サービス内容に関する相談・苦情の窓口
15. 当法人及び当事業所の概要

社会福祉法人 報徳会
はなさか

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当者	生活相談員
電話	046-259-6300
受付時間	平日・土曜日の午前9時～午後5時

2 はなさかの概要

(1) 運営の方針

当施設は、利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人報徳会 はなさか
所在地	神奈川県相模原市南区磯部4363
指定番号取得日	平成24年4月1日（令和6年4月1日更新）
介護保険指定番号	併設ユニット型介護予防短期入所生活介護（1472606019号）
通常の送迎の実施地域	相模原市南区・相模原市中央区 座間市の一部（相武台・緑ヶ丘・明王・入谷・新田宿）

(3) 定員 21名（短期入所生活介護施設と兼用）

(4) 同施設の職員体制(令和7年4月1日現在)

◇併設する介護老人福祉施設、短期入所生活介護施設との合計

	資格	常勤 (名)	非常勤 (名)	業務内容	計 (名)
施設長	社会福祉施設長 資格認定	1	0	サービス管理全般	1
医師	医師	0	1	診療・健康管理	1
介護支援専門員	介護支援専門員	3	0	施設サービス計画書の立案・管理	3
生活相談員	社会福祉主事	2	0	生活上の相談等	2
介護職員	介護職	40	30	日常生活支援・介護業務	70
看護職員	看護師、准看護師	6	1	医療・健康管理業務	7
栄養士	管理栄養士	1	0	栄養管理、栄養マネジメント	2
	栄養士	1	0		
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	看護師・准看護師	6	1	リハビリテーション、機能訓練	7
事務職員		2	0	一般事務・請求事務等	2
調理員		3	8	厨房内調理業務	11

(5) 同施設の設備の概要

◇併設する介護老人福祉施設、短期入所生活介護施設と兼用

定 員	121人（短期入所21名）	ユニット数	12（短期入所2）
居室（個室）	121室（1室 14.45～15.38 m ² ）各居室に洗面設備あり		
共同生活室	12室（短期入所2室）	医務室	1室
浴 室	13室（短期入所3室）一般浴槽、A D L浴槽、特殊浴槽		

3 サービス内容

(1) 日常生活支援

介護計画の作成	概ね4日以上継続してご利用される方に関しましては、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
介 護	居宅サービス計画及び介護計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。 食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助 口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換、 認知症症状へのケア等
入 浴	最低、週に2回は入浴可能です。但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。
食 事	朝食 8:00～、昼食 12:00～、夕食 18:00～ 15:00におやつはご用意いたします。
機能訓練	機能訓練指導員による利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。
レクリエーション	・各ユニットで立案し実施いたします。 ・ご利用者様のご趣味等に合わせた余暇活動を立案し、実施できるよう支援いたします。
健康管理	サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。
生活相談	日常生活に関する相談・支援を行います。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員（ケア・マネージャー）へご相談ください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の2ヶ月先までご予約頂けます（例：4月1日から6月分の受付が開始されます）。

(2) サービス利用契約の終了

ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書等でのお申し出によりいつでも解約できます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付で、ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または、要介護1～5と認定された場合

(4) その他

ご利用者が、正当な理由なくサービス利用料金の支払を90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、90日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。また、ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(5) サービス利用に当たっての留意事項

※感染症の状況により変更が御座います。

面 会	面会 10:00～17:00(通常時) ※面会制限中は面会室等(10時～15時の間で予約制) (感染症の状況により変更させて頂くことがあります)
外 出	外出の際は、ご予定について担当職員までお申し出ください。 外出等の際の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
金銭・貴重品 の管理	多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。(原則としてご利用者の責任において管理していただきます)
飲酒・喫煙	ご相談ください。
宗教活動	施設内での他の利用者に対する宗教及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	ペットのお持込みはお断りいたします。
食べ物等の お持込み	健康上のことがありますので、職員にご相談ください。
その他	ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

5 身体拘束の廃止

- ① 施設は、指定短期入所介護サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
- ・車いすやベッドに腕や四肢を縛る
 - ・ミトン型の手袋の使用
 - ・上着を縛る
 - ・ベッド柵を四本設置する

- ・腰ベルトやY字型抑制帯の使用
- ・居室の屋外から鍵をかける
- 等の方法による身体拘束により、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・介護着(つなぎ)を着せる
- ・向精神薬を過度に使用する

- ② 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きによりおこないます。
- (1) 身体拘束適正化検討委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

6. 高齢者虐待防止

- ① 施設は、お客様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置をおこないます。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援をする。
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (4) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- ② 職員は、お客様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行いません。
- ・殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
 - ・合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - ・廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - ・強引に引きずるようにして連れていく行為。
 - ・食事を与えないこと。(医師からの指示の場合を除く)
 - ・お客様の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - ・乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - ・ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - ・性的な嫌がらせをすること。
 - ・当該利用者を無視すること。

7 利用料金

(1) 法定料金・加算料金・所定料金

別紙料金表の通りです。

(2) 支払い方法

当月分を一月ごとに計算し、翌月 15 日を目途に請求いたします。原則として請求月の 27 日に自動口座振替にてお支払いいただきます。

身元保証人は利用者の施設に対する債務について、利用者と連帯して履行の責を負います。(契約書 第 15 条参照)

8. 秘密保持の遵守

(1) 施設及びすべての職員は、サービス提供するうえで知りえた利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的（個人情報使用同意書参照）に沿った利用を行います。

9. 施設内での禁止行為

施設内で次の行為を固くお断りします。禁止行為の内容・状況によっては退所（契約の終了）をお伝えする場合があります。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

(5) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断でホーム若しくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(7) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）

(8) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）

(9) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(1) 嘱託医師

医療機関名	内田医院
所 在 地	神奈川県厚木市厚木町 4-14
診 療 科 目	内科

(2) 協力病院

医療機関名	医療法人社団 仁恵会 黒河内病院
所在地	神奈川県相模原市南区豊町 17-36
診療科目	整形外科・内科・消化器科・循環器内科・漢方内科 外科・消化器外科・脳神経外科・皮膚科・放射線科 リハビリテーション科
医療機関名	医療法人社団 興生会 相模台病院
所在地	神奈川県座間市相模が丘 6-24-28
診療科	消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・神経内科・糖尿病内科・腎臓 内科・外科・整形外科・泌尿器科・精神神経科・放射線科・麻酔科

(3) 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等への連絡等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に関して取った措置を記録します。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

(4) 医療機関への受診が必要な場合

受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。ただし、緊急時は施設対応もしくは救急搬送とさせていただく場合があります。

(5) 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11 非常災害対策

- ・非常時の対応・・・別途定める「消防計画」により対応します。
- ・消防設備・・・自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・地震等によるエレベーターの直近階での停止・非常食等
- ・防災訓練・・・年2回防災訓練を実施します。
- ・防火責任者・・・宮尾 卓

12 職員の研修等

職員の資質向上のために研修計画を作成し、当該計画に従った研修の実施並びに安定した事業運営のために計画的な人材育成に努めるものとする。

13 営業日、営業時間・・・年中無休（窓口 9:00～17:00）

14 サービス内容に関する相談・苦情

利用者相談・苦情担当

○施設管理者 千葉 智 電話：046-259-6300

②当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

○相模原市役所 地域ケア推進部 福祉基盤課

電話：042-769-9226

15 法人及び当事業所の概要

法人名・種別	社会福祉法人報徳会	介護予防短期入所生活介護
名 称	はなさか	
代表者名	理事長	内田 善久
所在地	〒252-0327 神奈川県相模原市南区磯部 4363	
	電話 046-259-6300	

定款の目的に定めた事業

特別養護老人ホームの経営

老人短期入所事業の経営

老人デイサービスセンターの経営

はなさか ショートステイ 料金表

(併設ユニット介護予防短期入所生活介護・併設ユニット型短期入所生活介護)

R7/9/1~

1. 基本サービス利用料金 (介護保険の法定料金: 下記は自己負担額1割の料金となります)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室(単位)/日	529	656	704	772	847	918	987
看護体制加算(I)(II)	—	—	12	12	12	12	12
サービス提供体制加算II	18	18	18	18	18	18	18
夜勤職員配置加算(II)	—	—	18	18	18	18	18
生産性向上推進体制加算I(月に1回)	—	—	100	100	100	100	100
①利用単位数小計	547	674	752	820	895	966	1,035
②介護職員処遇改善加算(I)14%	74	92	99	108	119	129	138
⑤一日の総単位数	621	766	851	928	1,014	1,095	1,173
利用者負担額(日額) ⑥×10.66×10%	663円	817円	907円	990円	1,081円	1,167円	1,251円

2. 加算料金

個別の利用状況により下記料金が加算されます。

送迎加算(片道)	184 単位	197 円	送迎サービスを利用した時にかかる料金です。
療養食加算(1食)	8 単位	9 円	医師からの指示で必要な方に対して提供します。
医療連携強化加算(日額)	58 単位	62 円	医療機関との連携の強化や緊急時の対応強化を目的として、重度者の受け入れ態勢を整えることを評価する。(看護体制加算IIを取っているときのみ算定可能)
看取り連携体制加算(日額)	64 単位	68 円	看取り時期の対応について方針を決め、利用者と家族から同意を得ている。(死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度とする)
若年性認知症利用者受入加算(日額)	120 単位	128 円	65歳未満の要介護認定を受けている方。 個別に担当者を定めケア対応を実施します。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費(お部屋代)	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,600 円
食費(1日)	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,920 円

※第1～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

※1食当たりの内訳：朝食500円、昼食720円(おやつ込み)、夕食700円

3. 1日当たりの基本サービス料金、居住費・食費の合計料金(1+2=3) ※負担限度別料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,843 円	1,997 円	2,087 円	2,170 円	2,261 円	2,347 円	2,431 円
第2段階	2,143 円	2,297 円	2,387 円	2,470 円	2,561 円	2,647 円	2,731 円
第3段階①	3,033 円	3,187 円	3,277 円	3,360 円	3,451 円	3,537 円	3,621 円
第3段階②	3,333 円	3,487 円	3,577 円	3,660 円	3,751 円	3,837 円	3,921 円
第4段階 1割負担	5,183 円	5,337 円	5,427 円	5,510 円	5,601 円	5,687 円	5,771 円
第4段階 2割負担	5,846 円	5,834 円	6,334 円	6,500 円	6,682 円	6,854 円	7,022 円
第4段階 3割負担	6,509 円	6,651 円	7,241 円	7,490 円	7,763 円	8,021 円	8,273 円

※上記料金のほかに生産性向上推進体制加算I(月額100単位:約107円)が1ヵ月に1回上乗せされます。

※上記料金は端数の関係で誤差が生じることがあります。

4. その他のサービス

理髪サービスのご利用ができます。事前にご予約下さい。

カット	2,000 円	カラー・パーマ	各3,000 円	シャンプー/顔そり	各3,000 円
テレビレンタル料	30円(日額料金:電気代込み)	医療材料費(特別な疾患の場合)	実費		

個人情報使用同意書

私は、以下に定める条件のとおり、「社会福祉法人 報徳会 はなさか」が、私、代理人及び家族の個人情報を下記の利用目的のために、必要最低限の範囲内で使用、提供又は収集することに同意します。

1 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間

2 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請、更新又は変更のため
- (2) 利用者に関する介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者〈市町村〉及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議又はサービス担当者会議において必要とする場合
- (7) その他サービス提供に必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限の範囲内とし、サービス提供に関する目的以外には決して利用しないこと。また、利用者とのサービス利用に関する契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示すること。